様式第１号（第２条第１項関係）（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

再販売価格維持契約成立届出書

平成　　年　　月　　日

公正取引委員会　殿

名　　称

代表者の役職氏名　　印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第６項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第２条第１項の規定により、同条第３項の書面を添え、下記のとおり届け出ます。

記

１　届出者に関する事項

<table>
<tr><td>(1)　名称及び住所（ふりがな）</td><td colspan="5"></td><td>(2)　事務上の連絡先、電話番号及び担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3)　資本金又は出資総額</td><td colspan="5">百万円
（　　年　月　日現在）</td><td>(4)　総資産</td><td colspan="3">百万円
（　　年　月　日現在）</td></tr>
<tr><td>(5)　現に営む事業の概況</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(6)　最近の事業年度（１年）の事業実績
（注１）</td><td>事業部門</td><td>営業利益</td><td>販売促進費</td><td>広告宣伝費</td><td colspan="5">商品の区分ごとの販売金額（消費税込み）</td></tr>
<tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td colspan="5">千円
（合計）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)　対象商品の最近の事業年度（１年）の販売実績</td><td>商品の区分</td><td colspan="3">商品名</td><td>容量・規格</td><td>販売数量</td><td colspan="3">販売金額（消費税込み）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td colspan="3">千円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">（合計）（　商品、　容量・規格）</td><td></td><td colspan="3">（合計）</td></tr>
</table>

２　相手方に関する事項

＊　□印欄については、該当する□にレ印を付すこと。以下同じ。

(1)　名称及び代表者の氏名	
(2)　住所	

(3) 相手方の主たる事業	□ 卸売業　　□ 小売業

3　契約に関する事項

(1) 契約成立の日	
(2) この契約に基づき、届出商品について更に再販売価格に関する契約が締結される場合には、その契約の内容又は要旨	□ 当該契約書を添付する場合　→　別添契約書のとおり。 □ 当該契約書を添付しない場合　→　要旨次のとおり。 □ 再販売価格の遵守 □ 同業者への転売の禁止 □ 販売地域への制限 □ 仕入先の制限 □ 帳簿の閲覧 □ 契約違反に対する制裁措置 □ 出荷停止 □ リベートカット □ その他の制裁 □ その他の主要事項 （　　）
(3) 対象商品の流通経路及び契約予定販売業者数（注2）	

(4) 取引条件等について

ア　対象商品の価格体系等（注3）

対象商品	価格体系				帳合料Ⓒ	販売業者の売買差益Ⓓ（Ⓑ－Ⓐ＋Ⓒ）	備考
	売渡し価格Ⓐ	一次価格		小売価格Ⓑ			
				100			

イ　リベートについて（注4）

対象商品	対象事業者の小売・卸売の別	リベートの名称	通常・特売の別	算定期間	支払基準	小売価格に占める割合Ⓑ	備考

ウ　現品添付について（注5）

対象商品	対象事業者の小売・卸売の別	通常・特売の別	現品添付の時期	添付基準		備考
				対象注文数Ⓕ	添付商品数Ⓖ	

エ　売買差益、リベート及び現品添付の合計（注６）	対象商品	通常・特売の別	売買差益及びリベートの合計Ⓗ（Ⓓ＋Ⓔ）	現品添付後の販売業者のマージン $\left(\frac{Ⓗ\times Ⓕ+100\times Ⓖ}{Ⓕ+Ⓖ}\right)$	備　考

オ　景品付販売について（注７）	対象商品	対象事業者の卸・小売の別	通常・特売の別	提供基準の有無	提供される景品の最高額
				□ 有　□ 無	円

カ　便益の供与等について（注８）	□ 有 □ 販売施設の供与等 □ 従業員の派遣 □ その他（　　） □ 無

キ　対象商品の価格等（注９）	商品の区分	商品名	容量・規格	小売価格（消費税込み）	製造原価	製造原価率	備　考
				円	円	%	

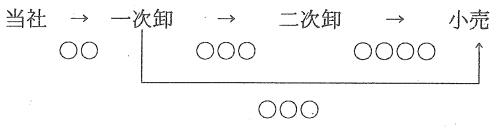
4　その他参考となるべき事項

(1)　一般消費者の利益を不当に害することとならないことの説明		
(2)　対象商品を他の事業者から購入している場合には、その生産者の意に反しないことの説明		
(3)　対象商品の法第23条第５項に掲げる団体との取引状況	契約の成立時における取引の有無	契約の成立後における取引予定の有無
	□ 有　□ 無	□ 有　□ 無
(4)　対象商品についての販売業者の組織の状況（注10）		
(5)　その他特記すべき事項		

（注）1　「1―(6)　最近の事業年度（1年）の事業実績」の項は、対象商品の属する事業部門について記載すること。

2　「3―(3)　対象商品の流通経路及び契約予定販売業者数」の項は、流通経路を図示し、各流通段階ごとの契約予定販売業者数を記載すること。

（記載例）



3　「3―(4)―ア　対象商品の価格体系等」の項の「価格体系」の各欄及び「帳合料」の欄には、小売価格を100とする指数を小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載すること（以下同じ。）。この場合において「帳合料」とは、価格体系上に売買差益がない場合に、商品の取扱手数料の名目で支給される金銭的給付をいう。

4　「3―(4)―イ　リベートについて」にいう「リベート」とは、対象商品に関して、価格体系によって生ずる売買差益及び売買差益のない場合の帳合料以外の一切の金銭的給付であって、取引の条件とされているものをいう。

5　「3―(4)―ウ　現品添付について」にいう「現品添付」とは、対象商品に同一の商品を添付する場合であって、取引の条件とされているものをいう。

6　「3―(4)―エ　売買差益、リベート及び現品添付の合計」の項の「売買差益及びリベートの合計」の欄には、Ⓓと Ⓔを合計した割合を記載することとし、Ⓔの割合が支払基準ごとに異なる場合には、その中で最大の割合とⒹを合計した割合を記載すること。また、複数の価格体系、現品の添付基準を設けている場合には、各取引条件ごとに記載すること。

7　「3―(4)―オ　景品付販売について」にいう「景品」とは、対象商品の販売に付随して相手方に提供する経済上の利益のうち、「リベート」、「現品添付」及び「便益の供与等」を除いたものであって、取引の条件とされているものをいう。「提供される景品の最高額」の欄には、販売業者に対して提供される一年間の景品の最高額を記載すること。

8　「３―(4)―カ　便益の供与等」にいう「便益の供与等」とは、対象商品の販売助成のために相手方に供与、貸与又は派遣される販売施設、従業員等であって、取引の条件とされているものをいう。

9　「３―(4)―キ　対象商品の価格等」の項の「小売価格」の欄には、再販売価格に上限及び下限がある場合には再販売価格の上限価格を記載すること。その場合には、備考欄に小売業者が上限価格から値引くことのできる額又は率を記載すること。

10　「４―(4)　対象商品についての販売業者の組織の状況」の欄には、当該組織の名称、区域、会員の資格、目的、会員数等について記載すること。